

事務連絡  
令和6年5月30日

指定障害児通所支援事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局障害福祉部  
指定指導担当課長 印 昭博

## 令和6年度報酬改定に伴う加算変更の取扱い一部変更について

日頃から、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、新設及び見直しが行われた加算について届出の新様式及び必要な書類のチェックリストについて先日お示ししたところです。

なお、現行の取扱いとして、延長支援加算、専門的支援実施加算については、対象の児童が追加される毎に届出を行っていただくようご案内させていただいております。

つきましては、該当加算を算定するにあたって、届出の取扱いの変更について以下のとおりお知らせいたしますので、ご対応いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 延長支援加算

- ・取扱いの変更適用日：令和6年5月1日算定分より適用
- ・届出提出期日：算定を開始する月の前月の15日までに提出
- ・届出書様式：添付資料を参照  
(変更点)
- ・届出の様式を一部変更しております。延長支援を利用する利用児童の記載欄を削除しております。
- ・既に年度当初に伴い延長支援加算の算定に係る届出をご提出されている場合は本通知による届出の再提出は不要とします。
- ・延長支援加算の届出を年度当初で既にご提出されている場合は、新しく対象の利用児童が追加される場合であっても届出の提出は不要とします。

#### 2 専門的支援実施加算

- ・取扱いの変更適用日：令和6年5月1日算定分より適用
- ・届出の有無：届出は不要  
(変更点)
- ・年度当初では専門的支援実施加算に係る届出及び専門的支援実施計画書のご提出をお願いしておりましたが、届出を不要とします。
- ・専門的支援体制加算については、算定する場合は引き続き届出が必要な点にご留意ください。

#### 3 添付資料

- (1) 【本通知】令和6年度報酬改定に伴う加算変更の取扱い一部変更について
- (2) 延長支援加算届出書（改訂版）

#### 【担当部署】

北九州市保健福祉局障害者支援課指定指導係  
TEL：093-582-2424